



発行 東京都

目次

告示

○公有水面埋立ての免許：(港湾局離島港湾部管理課)：一

告示

●東京都告示第千八百八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年六月六日

八重根漁港漁港管理者 東京都

代表者 東京都知事 舛添 要一

一 免許年月日

平成二十八年五月二十五日

二 埋立ての免許を受けた者

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者氏名 東京都知事 舛添 要一

代表者住所 世田谷区代田三丁目四十八番一号

三 埋立区域

(一) 位置

八丈町大賀郷地先の八重根漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

ア 区域一

次の各地点を順次に結んだ線及び⑮の地点と①の地点とを結ぶ平成二十七年の秋分の満潮位(D.L. +1.70メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 基準点(漁港原点)(北緯三三度〇五分五九秒六五、東経一三九度四六分三四秒四七)から二〇三度五五分二四秒一一・九四メートルの地点

②の地点 ①の地点から九七度三二分三八秒四・一四メートルの地点

③の地点 ②の地点から一五二度三七分三八秒一〇・七五メートルの地点

④の地点 ③の地点から二一〇度〇五分五六秒五六・四八メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一二〇度〇五分五六秒四・〇〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一六五度〇〇分四二秒七九・五七メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二五五度〇〇分一〇秒二・二〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三四五度〇〇分一〇秒五三・二四メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三二〇度五六分二二秒二一・一五メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から三四四度三〇分一二秒一八・五一メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から七五度五一分二九秒八・二二メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から三一八度〇一分五七秒一・〇六メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から二度四三分一二秒六・二二メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から一一五度一四分五三秒四・七九メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から二一度五二分三五秒一二・六七メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から三二度〇一分三六秒一九・一六メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から七七度一二分三一秒二・八五メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から三五二度〇三分〇六秒一三・八一メートルの地点

イ 区域二

次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と①の地点とを結ぶ平成二十七年の秋分の満潮位(D.L. +1.70メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 基準点(漁港原点)(北緯三三度〇五分五九秒六五、東経一三九度四六分三四秒四七)から一八八度三〇分二秒二五四・三〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から一六五度〇〇分一〇秒一五・二〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から二五五度〇〇分一〇秒一六・五〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から三四五度〇〇分一〇秒一五・二〇メートルの地点

(三) 面積

ア 八重根漁港漁港区域内埋立地区域一 八二九・七九平方メートル

イ 八重根漁港漁港区域内埋立地区域二 二五〇・八
 ○平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

(二) 区域

八丈町大賀郷地先の八重根漁港漁港区域内公有水面

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(漁港原点)(北緯三三度〇五分五
 九秒六五、東経一三九度四六分三四秒四
 七)から二一度五二分一七秒九六・九四
 メートルの地点

②の地点 ①の地点から一七度三一分二四秒七五・
 四二メートルの地点

③の地点 ②の地点から二一五度〇三分三八秒三六・
 八九メートルの地点

④の地点 ③の地点から一六五度〇一分四八秒一八三
 ・八六メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二五五度〇一分四八秒一一七
 ・二六メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三四五度〇一分四八秒一八三
 ・一四メートルの地点

(三) 面積

二七、二八二・九一平方メートル

五 埋立地の用途
 漁港施設用地

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七號
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

